

# 第78期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告のうち「5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」

## 連結計算書類の「連結注記表」

## 計算書類の「個別注記表」

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

## 西松建設株式会社

法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nishimatsu.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

## 5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、事業活動の上で、企業の社会的責任を果たすための遵守すべき企業行動規範を定め、役職員がこれを実践する。

役職員全員に法令・定款等の遵守を徹底・推進するため、CSR経営推進部を設置する。当該部署は、コンプライアンス規程に従い、関係会社を含めた各部署にコンプライアンス担当者を指名、配置し、コンプライアンスに関する周知事項を組織内に浸透させるとともに、コンプライアンスに関する状況監査を実施し、役職員に研修を通じて、コンプライアンス意識の更なる徹底・推進を図る。

法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社グループの役職員や家族が利用できる報告窓口を社内・社外双方に設置し、協力業者が通報する窓口もホームページに設置している。取締役会は、当該報告したことを理由として報告した者に不利な取扱いをしないよう規程を整備し、通報制度の実効性を確保する。万一コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、CSR経営推進部は、違反事項についての調査の必要性の有無、是正・再発防止策の策定などについて、社長をメンバーとする「内部諮問委員会」に諮問し、その答申をもって是正措置を講じる。

また、社外出身者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の諸問題への対応を行うことで、より強固な体制を構築する。

反社会的勢力への対応については、反社会的勢力とは関係を一切持たないとの行動規範を厳守するとともに、対応を統轄する部署を総務部とし、マニュアルの整備、対応の周知徹底を図る。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び社内規程に基づき、文書等の保存・管理を行う。

また、情報の管理については、個人情報保護に関する基本方針、社内情報システム運用規約に基づいて対応する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理を適正に行うため、リスク管理規程を定め、損失の最小化と持続的成長を図ることを目的とする。

内部統制委員会は当社グループのリスクを総合して管理するため、個別リスクごとに責任部署を定め、その予防的リスク管理体制と発見的リスク管理体制を構築する。

リスク管理の整備・運用上の有効性の評価は同委員会が行い、問題がある場合には各々の責任部署に対し是正勧告を行う。監査室は、リスク管理の責任部署と同委員会による「リスクの管理⇒有効性の評価」という一貫したシステムが存在するかどうか、またそれが適切に運用されているかどうかを監視する。同委員会は、自ら洗い出した個別リスクの責任部署及び予防的リスク管理体制・発見的リスク管理体制を、必ず取締役会及び監査役に報告する。

このように当社のリスク管理体制は、「リスク管理責任部署－内部統制委員会－取締役会」で形成され、「リスク管理状況⇒有効性評価⇒報告」というシステムの存在及び運用状況を監査室がモニタリングする形で監視されている。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、取締役会が決定した中期経営計画及び年度計画に基づき、取締役及び執行役員が目標達成のための戦略を立て、業務を執行する。また、経営目標が計画通りに進捗しているか否かについては、社長、本部長及び支社長を構成員とする経営会議においてモニタリングを実施し、必要に応じ取締役会にて担当取締役及び執行役員に計画修正を求め実行させる。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規則により定められている事項がすべて取締役会に付議されることを順守するとともに、経営会議において、取締役会に付議すべき事項等について充分審議し、取締役会が十分な情報に基づき確かな意思決定を行う体制を構築する。

### (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定め、関係会社を管理・指導することにより、当社グループ事業の発展を図ることを目的とする。

関係会社を管理する部署を各事業本部及び経営企画部とし、関係会社の取締役

及び従業員が当社に報告する事項を定め、定期的に経営状況に関する報告を受けるとともに、当該会社が効率的に経営目的を達成できるよう管理・指導することとしている。

また、関係会社からの報告事項は、担当取締役及び担当執行役員又は関係会社を管理する部署が、取締役会及び監査役会又は経営会議に報告することとし、コンプライアンスを重視した業務が適正に遂行されているかを適切に管理する。

**(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、取締役からの指揮・命令を受けない専任のスタッフを配置する。

当該スタッフには、監査に必要な調査や情報収集等の各部署の協力体制を構築し、監査役の指示の実効性を確保する。

また、当該スタッフの人事異動及びその考課については、監査役の同意を得て行うものとする。

**(7) 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役、執行役員及び使用人は、監査役に対して次の事項を遅滞なく報告するものとする。

なお、子会社の使用人等からの報告については、子会社の執行部門から直接、あるいは関係会社を管理する部署を経由して間接的に報告するものとする。

- ・法令、定款違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・経営に関する重要事項及び財務・経理に関する重要事項
- ・コンプライアンスに関する重要事項
- ・その他監査役が報告を求めた事項、監査上有用と判断される事項

取締役及び取締役会は、各所管部門が監査役に適切に報告するための体制を構築・運用するとともに、上記報告をしたことを理由に報告した者が不利な取扱いを受けないよう、監査役への報告体制の実効性を確保する。

## **(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査費用に係る方針に関する事項**

取締役は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、以下の体制の整備に努めなければならない。

- ・ 監査役の取締役会やその他重要会議への出席、代表取締役や本部長等との定期的な会合、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧、取締役、執行役員及び使用人への説明要求
- ・ 監査役と業務監査を担当する監査室、コンプライアンス監査を担当するCSR経営推進部並びにコンプライアンス委員会、CSR委員会との連携強化
- ・ 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、監査室及び経理部からも定期的に報告を受け、財務報告の信頼性確保のために綿密な情報交換を行う。

取締役及び取締役会は、監査費用について予算を計上し、監査活動に支障が生じないように努めるとともに、監査役が職務執行のために必要と認める弁護士・公認会計士等専門家に対する報酬、調査等の費用を負担しなければならない。

以上

# 連 結 注 記 表

## (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 6社

主要な連結子会社の名称 西松地所(株)、泰国西松建設(株)

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 嶋静商事(株)、(株)SPC地球研サービス、新浦安駅前PFI(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためである。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

非連結子会社及び関連会社に対する投資について持分法を適用していない。

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

非連結子会社 嶋静商事(株)、(株)SPC地球研サービス、新浦安駅前PFI(株)

関連会社 浜松中央西ビル(株)、(株)増永組

持分法を適用していない理由

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。)

未成工事支出金

個別法による原価法

不動産事業等支出金

個別法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。)

材 料 貯 蔵 品 移動平均法による原価法  
(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 (リース資産を除く) 主として定率法 (ただし平成10年4月1日以降取得した建物 (建物附属設備を除く) については定額法)
- ② 無形固定資産 定額法
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ② 完成工事補償引当金  
完成工事にかかる瑕疵補修等の費用に充てるため、過去の一定期間における補償実績率による算定額及び特定物件における将来の補修見込額を計上している。
- ③ 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。
- ④ 工事損失引当金  
将来損失の発生が見込まれる工事について、その損失額が合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。
- ⑤ 不動産事業等損失引当金  
将来損失の発生が見込まれる不動産事業等について、その損失額が合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。
- ⑥ 環境対策引当金  
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、当該処理費用見込額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理の方法  
・退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

- ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理している。

- ② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

工事の進行途上において、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合は工事進行基準を、その他の工事は工事完成基準を適用している。

連結会計年度末における工事進捗度の見積方法は、工事進行基準における原価比例法を適用している。

なお、工事進行基準による完成工事高は、321,757百万円である。

- ③ ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっている。

- ④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

## (会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が2,719百万円増加し、利益剰余金が2,719百万円減少している。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微である。

## (表示方法の変更に関する注記)

前連結会計年度に区分掲記していた「過年度法人税等」(当連結会計年度△13百万円)は金額が僅少であるため、当連結会計年度は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示している。



**(連結貸借対照表に関する注記)**

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 次の債務に対して、下記の資産を担保に供している。

(担保差入資産)

建物・構築物	974百万円
土地	94百万円
計	1,069百万円

(対応する債務)

預り金	82百万円
その他固定負債	554百万円
計	636百万円

(2) 下記の資産を関係会社等の借入金他の担保に供している。

建物・構築物	326百万円
土地	36百万円
投資有価証券	559百万円
計	922百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

38,502百万円

3. 保証債務

110百万円

従業員の金融機関からの住宅取得資金借入に対して、債務保証を行っている。

4. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。なお、損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額はない。

5. 貸出コミットメント総額

25,543百万円

借入実行残高

一百万円

**(連結損益計算書に関する注記)**

1. 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

5,484百万円

2. 減損損失

当社グループは、自社使用の事業用資産については事業所単位に、個別の賃貸用資産については物件ごとにグルーピングしている。

下記の不動産については、建替、売却の意思決定等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（390百万円）として特別損失に計上した。なお、当該資産の回収可能価額は、将来キャッシュ・フローを2.8%で割り引いて算定した使用価値、または契約価額により評価し測定している。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都	賃貸用不動産	建物	227
東京都	賃貸用不動産	土地	72
東京都	賃貸用不動産	土地、建物	49
東京都	賃貸用不動産	土地、建物	28
東京都	賃貸用不動産	土地	12

**(連結株主資本等変動計算書に関する注記)**

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 277,957,513株
2. 配当に関する事項  
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,661	6.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日
計		1,661			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案している。

- ① 配当金の総額 2,769百万円
  - ② 1株当たり配当額 10.00円
  - ③ 基準日 平成27年3月31日
  - ④ 効力発生日 平成27年6月29日
- なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定している。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債発行による方針である。デリバティブは、外貨建取引の為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、工事受注前における取引先の与信審査を行うとともに、工事受注後についても、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、取引先の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。当該リスクに関しては、時価や発行会社の財務状況等を定期的に把握し、保有状況を継続的に見直している。

貸付金は、主に取引先企業等に対し行っているが、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、個別案件ごとに取引開始前に与信審査を行っている。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握している。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

借入金及び社債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達である。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されているが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用する場合がある。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たす場合、その判定をもって有効性の評価を省略している。

デリバティブ取引に際しては、デリバティブの取組方針に則して、取引開始前に審査を行い、定期的に取引の実行状況・取引内容の確認を行うことにより、リスク管理を行っている。デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行うこととしている。

また、営業債務や借入金及び社債は、流動性リスクに晒されている。当社では、月次に資金繰計画を作成する方法により、流動性リスクを管理している。

なお、リスク管理体制については、内部統制委員会が個別リスクごとに責任部署を定め、その予防的リスク管理体制と発見的リスク管理体制を構築することとしている。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもある。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない（注2）参照。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預金	37,572	37,572	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	152,229	151,678	△551
(3) 有価証券及び投資有価証券	65,051	65,058	7
(4) 長期貸付金	176		
貸倒引当金(※)	△105		
	71	70	△1
資産計	254,925	254,379	△545
(1) 支払手形・工事未払金等	102,505	102,505	—
(2) 短期借入金	36,807	36,807	—
(3) 1年内償還予定の社債	825	825	—
(4) 社債	10,000	10,047	47
(5) 長期借入金	6,286	6,286	0
負債計	156,423	156,471	47
デリバティブ取引	—	—	—

(※)長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

#### (1) 現金預金

預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

#### (2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。

#### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりである。

- ① 満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はない。

種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの 国債	348	355	7
(2) 時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの 国債	26	26	△0
合計	375	382	7

- ② その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は2,928百万円であり、売却益の合計額は1,602百万円である。

なお、その他の有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりである。

種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	64,575	23,568	41,006
(2) 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	100	104	△3
合計	64,675	23,672	41,003

#### (4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを、信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定している。

#### 負 債

- (1) 支払手形・工事未払金等、(2) 短期借入金、並びに(3)1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 社債

社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっている。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

デリバティブ取引

期末残高がないため該当事項なし。

(注2) 非上場債券（連結貸借対照表計上額30百万円）、非上場株式（連結貸借対照表計上額8,755百万円）、匿名組合出資金等（連結貸借対照表計上額1,213百万円）、非連結子会社及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額828百万円）については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（3）有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金預金	37,572	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	128,359	6,368	17,501	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券（国債）	177	197	—	—
満期保有目的の債券（その他）	—	30	—	—
長期貸付金	—	90	25	60
合計	166,109	6,687	17,526	60

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
社債	825	10,000	—	—	—
長期借入金	25,106	5,633	652	—	—
リース債務	31	25	23	16	4
合計	25,962	15,659	675	16	4

## (賃貸等不動産に関する注記)

### 賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有している。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、2,182百万円（賃貸収益は不動産事業等売上高に、主な賃貸費用は不動産事業等売上原価に計上）である。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりである。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
49,441	△146	49,295	51,721

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。
2. 当期増減額のうち、主な増加額は不動産取得（1,815百万円）である。また、主な減少額は減価償却（857百万円）、不動産売却（438百万円）、販売用不動産への振替（445百万円）、減損損失（390百万円）である。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）である。

## (1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 533円84銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 33円29銭  |

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項なし。

## (その他の注記)

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6%から回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更している。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が1,125百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が228百万円、その他有価証券評価差額金が1,353百万円、それぞれ増加している。

# 個 別 注 記 表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券  
子会社株式及び関連会社株式  
その他有価証券  
時価のあるもの

償却原価法（定額法）  
移動平均法による原価法

決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

未成工事支出金

個別法による原価法

不動産事業等支出金

個別法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

材料貯蔵品

移動平均法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産 （リース資産を除く）

定率法（ただし平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）

#### ② 無形固定資産

定額法

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

#### ② 完成工事補償引当金

完成工事にかかる瑕疵補修等の費用に充てるため、過去の一定期間における補償実績率による算定額及び特定物件における将来の補修見込額を計上している。

#### ③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。



④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしている。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なっている。

⑤ 工事損失引当金

将来損失の発生が見込まれる工事について、その損失額が合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。

⑥ 不動産事業等損失引当金

将来損失の発生が見込まれる不動産事業等について、その損失額が合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。

⑦ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、当該処理費用見込額を計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

工事の進行途上において、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合は工事進行基準を、その他の工事は工事完成基準を適用している。

事業年度末日における工事進捗度の見積方法は、工事進行基準における原価比例法を適用している。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっている。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が2,719百万円増加し、利益剰余金が2,719百万円減少している。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微である。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

### 損益計算書

前事業年度において区分掲記していた「過年度法人税等」（当事業年度△13百万円）は金額が僅少であるため、当事業年度は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示している。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 次の債務に対して、下記の資産を担保に供している。

(担保差入資産)

建物・構築物	974百万円
土地	94百万円
計	1,069百万円

(対応する債務)

預り金	82百万円
その他固定負債	554百万円
計	636百万円

② 下記の資産を関係会社等の借入金他の担保に供している。

建物・構築物	326百万円
土地	36百万円
投資有価証券	541百万円
計	904百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 34,653百万円

(3) 保証債務 3,032百万円

子会社の金融機関からの借入債務他について、保証を行っている。

(4) 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。なお、損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額はない。

(5) 貸出コミットメント総額 25,000百万円  
借入実行残高 一百万円

(6) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,347百万円
長期金銭債権	1,296百万円
短期金銭債務	1,144百万円
長期金銭債務	1百万円

## 5. 損益計算書に関する注記

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) 工事進行基準による完成工事高    | 306,211百万円 |
| (2) 関係会社との取引高         |            |
| 売上高                   | 620百万円     |
| 売上原価                  | 1,505百万円   |
| 営業取引以外の取引高            | 1,544百万円   |
| (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額 | 5,484百万円   |
| (4) 減損損失              |            |

当社は、自社使用の事業用資産については事業所単位に、個別の賃貸用資産については物件ごとにグルーピングしている。

下記の不動産については、建替、売却の意思決定等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（472百万円）として特別損失に計上した。なお、当該資産の回収可能価額は、将来キャッシュ・フローを2.8%で割り引いて算定した使用価値、または契約価額により評価し測定している。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都	賃貸用不動産	建物	309
東京都	賃貸用不動産	土地	72
東京都	賃貸用不動産	土地、建物	49
東京都	賃貸用不動産	土地、建物	28
東京都	賃貸用不動産	土地	12

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,006,003株
------	------------

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	5,024百万円
繰越欠損金	4,073百万円
減損損失	2,982百万円
工事損失引当金	1,986百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,173百万円
賞与引当金	479百万円
完成工事補償引当金	437百万円
投資有価証券評価損	402百万円
不動産評価損	364百万円
その他	1,821百万円
繰延税金資産 小計	18,746百万円
評価性引当額	△13,852百万円
繰延税金資産 合計	4,893百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△13,237百万円
退職給付信託	△943百万円
買換資産圧縮積立金	△545百万円
その他	△39百万円
繰延税金負債 合計	△14,765百万円
繰延税金負債の純額	△9,871百万円

### (2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更している。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が1,130百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が222百万円、その他有価証券評価差額金が1,352百万円、それぞれ増加している。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項なし。

**9. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産額	524円02銭
(2) 1株当たり当期純利益	31円14銭

**10. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項なし。